

質問回答

NO.	質問	回答
1	3. 業務の内容 （1）病理標本画像の管理・閲覧ソフトの提供「イ. スキャンされた画像ファイルのラベル（個人情報を含む）情報を削除し、個人を特定不可とした状態で、保存及び閲覧を可能とすること。」に関して、以下の運用は可能でしょうか。 弊社のシステムでは、ユーザーが閲覧する際には、スキャンされた画像ファイルのラベルをマスクした（見えないようにした）画像のみを表示します。 一方で、貴省保有のバーチャルスライドスキャナー（NanoZoomer：浜松ホトニクス）から作成、出力された画像ファイルデータにはラベル情報が含まれた状態となっています。 システムの維持管理上、この貴省保有のバーチャルスライドスキャナーから出力された元の画像ファイルをシステム内に保存することとなりますが本運用は可能でしょうか。元の画像ファイルは、アクセス権限を厳格に管理し、利用者が閲覧できないよう措置を講じます。	クラウドサービス上に、個人を特定できる情報を保持したままの保存・運用という意味であれば、不可となります。 クラウドサービス上に保存されている画像ファイルを外部に持ち出された際、第3者が閲覧しても、個人を特定するに至らない手段や対策が講じられている場合（画像に施されたマスクが外れない又は画像ファイルが破壊される）は可とさせていただきます。